

平成 2 7 年第 3 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 9 月 1 日～9 月 2 5 日：2 5 日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
9 月	1 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意案第 3 号 3. 諮問第 1 号～第 4 号 4. 認定第 1 号～第 1 0 号 5. 議案第 3 2 号～第 3 9 号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
9 月	2 日	水	休 会		
9 月	3 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 認定第 1 号～第 1 0 号 3. 議案第 3 2 号～第 3 9 号 [質疑・委員会付託]
9 月	4 日	金	休 会		
9 月	5 日	土	休 会		
9 月	6 日	日	休 会		
9 月	7 日	月	休 会	委員会	
9 月	8 日	火	休 会	委員会	
9 月	9 日	水	休 会	委員会	
9 月	1 0 日	木	休 会	委員会	
9 月	1 1 日	金	休 会	委員会	
9 月	1 2 日	土	休 会		
9 月	1 3 日	日	休 会		
9 月	1 4 日	月	休 会	委員会	
9 月	1 5 日	火	休 会	委員会	
9 月	1 6 日	水	休 会	委員会	
9 月	1 7 日	木	休 会	委員会	
9 月	1 8 日	金	休 会		
9 月	1 9 日	土	休 会		
9 月	2 0 日	日	休 会		
9 月	2 1 日	月	休 会		
9 月	2 2 日	火	休 会		
9 月	2 3 日	水	休 会		
9 月	2 4 日	木	休 会		
9 月	2 5 日	金	開 議 午前 1 0 時		1. 認定第 1 号～第 1 0 号 2. 議案第 3 2 号～第 3 9 号 3. 意見書案第 1 1 号～第 1 4 号 「 議案上程・提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

平成27年9月1日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、6月29日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成26年度3月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、6月15日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 中 学 校 4 校 平成26年度

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、8月10日付で教育長から受領した。

4. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、中間市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、8月17日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 清算事務報告書
- (2) 中間市土地開発公社決算審査意見書
- (3) 清算終了年度決算報告書

5. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、8月20日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 平成26年度決算書
- (2) 平成27年度事業計画書
- (3) 平成27年度予算書

6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に

より、平成２６年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、８月２６日付で市長から受領した。

７．中間市債権管理条例第２０条の規定により、放棄した私債権の報告書を、８月２６日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件 数	金 額
住宅新築資金等貸付金	７２件	２５４，５６２，００１円
市有土地建物貸付料	１件	２，３５８，１３１円
中間市営自動車駐車場使用料	６件	８７，９３０円
水道料金	９，２９１件	１８，５８７，８２１円
診療費	２８件	６８６，５９２円

(意見書の提出)

平成２７年６月２６日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (１) 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書
- (２) 労働法制の規制緩和に関する意見書
- (３) 辺野古新基地建設を直ちに中止することを求める意見書
- (４) 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- (５) 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

平成27年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年 9月 1日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年 9月 1日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

(日程第3～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 7 認定第1号 平成26年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第2号 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第3号 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 平成26年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第8号 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第9号 平成26年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第16 認定第10号 平成26年度中間市病院事業会計決算認定について

(日程第7～日程第16 提案理由説明)

日程第17 第32号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第2号)

- 日程第 18 第 33 号議案 平成 27 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 第 34 号議案 平成 27 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 第 35 号議案 平成 27 年度中間市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（日程第 17～日程第 20 提案理由説明）
- 日程第 21 第 36 号議案 中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 第 37 号議案 中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 第 38 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 第 39 号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例
（日程第 21～日程第 24 提案理由説明）
- 日程第 25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	19 番 米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	行徳 幸弘君
教育長 ……………	増田 俊明君	総合政策部長 ……	藤崎 幹彦君

市民部長	……………	高橋	洋君	保健福祉部長	……………	白橋	宏君
建設産業部長	……………	後藤	哲治君	教育部長	……………	濱田	孝弘君
環境上下水道部長	……………					久野	裕彦君
市立病院事務長	…	芳野	文昭君	消防長	……………	三船	時彦君
総務課長	……………	園田	孝君	財政課長	……………	田代	謙介君
企画政策課長	……………	蔵元	洋一君				
世界遺産推進室長	……………					安永	日出男君
市民課長	……………	山口	光章君				
人権男女共同参画課長	……………					蛙田	由美君
健康増進課長	……………	岩河内	弘子君	介護保険課長	……………	小南	敏夫君
上水道課長	……………	井上	一君	下水道課長	……………	岩切	伸一君
市立病院課長	……………	末廣	勝彦君	消防総務課長	……………	加川	徹君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	拓生君	書	記	船元	幸徳君	
書	記	熊谷	浩二君	書	記	池田	恭君

午前 9 時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しております。

これより平成27年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

去る8月11日、議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選を行った結果、議会運営委員会委員長に小林信一君、副委員長に田口澄雄君がそれぞれ当選されましたのでご報告いたします。

他の報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月25日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は25日間と決しました。

日程第2. 同意案第3号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、同意案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります日高幸夫氏が、その任期が平成27年9月21日で満了となりますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

日程第5. 諮問第3号

日程第6. 諮問第4号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第3、諮問第1号から日程第6、諮問第4号までの諮問4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります中島史夫氏の任期が、平成27年12月31日で満了となります。同氏におかれましては、12年間にわたってご活躍をいただきましたが、今期限りで辞任されることになりました。同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝をいたしているところでございます。

同氏の後任につきましては、法務大臣から福岡法務局長を通して候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる田中順二氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

諮問第2号における三角由紀子氏、諮問第3号における中垣美子氏及び諮問第4号の坪根澄枝氏におかれましては、現在、本市の人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、お三方とも平成27年12月31日で任期が満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通して候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました三角由紀子氏、中垣美子氏及び坪根澄枝氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問4件は、委員会の付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は１７人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件については、適任と認めることに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第７０条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....					
2 番	植本	種實議員	3 番	田口	善大議員
4 番	小林	信一議員	5 番	宮下	寛議員
6 番	青木	孝子議員	7 番	田口	澄雄議員
8 番	掛田	るみ子議員	9 番	草場	満彦議員
10 番	中尾	淳子議員	11 番	山本	慎悟議員
12 番	佐々木	晴一議員	13 番	安田	明美議員
14 番	中野	勝寛議員	15 番	原田	隆博議員
16 番	下川	俊秀議員	17 番	井上	太一議員
19 番	米満	一彦議員			
.....					

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(堀田 英雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮下寛君及び原田隆博君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(堀田 英雄君)

投票の結果を報告いたします。投票票数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17票、反対ゼロ票。

以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第1号については適任と認めることに決しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と認めることに決しました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と認めることに決しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号については、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号は適任と認めることに決しました。

日程第 7. 認定第 1号

日程第 8. 認定第 2号

日程第 9. 認定第 3号

日程第 10. 認定第 4号

日程第 11. 認定第 5号

日程第 12. 認定第 6号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

日程第 15. 認定第 9 号

日程第 16. 認定第 10 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 7、認定第 1 号から日程第 16、認定第 10 号までの平成 26 年度各会計決算認定 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、各会計別一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は 6 億 5 6 0 万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が 39 億 6,830 万円となり、前年度と比較いたしますと 5,560 万円の減収となっております。

本市では、全庁的に適正な債権管理及び徴収強化に積極的に取り組んでおり、市税におきましても、徴収率は前年度の 93.6%から 94.1%へと上昇しておりますが、市民税における所得水準は向上せず、個人・法人とも減額となっており、さらに固定資産税も減額となったことが市税減収の要因となっております。

もう一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税をあわせますと 55 億 1,780 万円で、前年度と比較しまして 3,410 万円の減額となっております。

さらに、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましても、前年度より 2,270 万円減額し、6 億 7,070 万円となっております。

これは平成 26 年度の地方交付税総額が前年度から 1%減額されたことに加えまして、消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増額等が見込まれ、基準財政収入額を増額算定されたことにより、地方交付税額が減額する要因となったものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、平成 25 年度に震災復興財源確保のための国家公務員 7.8%の給与削減に準じた引き下げを本市においても実施しておりましたことから、前年度と比べまして、平成 26 年度は 7,660 万円の増額となっております。

扶助費におきましては、障がい者福祉サービス費の大幅な増額等により、前年度と比較いたしますと 1 億 5,290 万円増額の 56 億 310 万円となっております。

公債費におきましては、地方債残高が前年度から減少をしたことに伴い、前年度と比べまして 1 億 1,690 万円と大きく減額し、20 億 8,300 万円となっております。

次に、主な事業についてご説明を申し上げます。

総務費におきましては、さまざまな地域課題に対応可能な地域コミュニティへと体制強化を図る目的で、小学校区単位のまちづくり協議会設立に取り組んでおりますが、平成26年度におきましては、2校区目となる中間校区まちづくり協議会を設立するとともに、平成25年度に設立いたしました中間西校区の活動経費とあわせまして350万円を支出し、市民協働のまちづくりを推進いたしました。

また、世界遺産登録推進業務関連経費といたしまして1,390万円を支出し、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録に向けて、ユネスコへの世界遺産審査対応、提出資料の作成、PR用横断幕やパンフレット配布による広報啓発等、積極的な取り組みを行ってまいりました。こうした活動が実を結びまして、このたびの世界遺産登録につながったものであると考えております。

民生費におきましては、消費税増税に伴い、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給経費といたしまして1億7,080万円を支出し、低所得者や子育て世帯に対する経済的負担軽減を行い、消費税増税の影響を緩和いたしております。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、予防接種や各種保健事業を実施するとともに、戸別訪問や地域に出向いた健康教育の場を活用し、積極的な健診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進を推進いたしております。

環境衛生費におきましては「人、水、緑、みんなでつたえようなかま」を目指すべき環境像と定めました中間市第2次環境基本計画の策定に480万円を支出しておりますが、この計画に基づきまして、環境配慮への取り組みをより一層推進してまいります。

さらに、排出ごみの減量化やリサイクルを図ることを重点課題とし、自治会等により資源回収を実施していただき、その結果、本市のごみ処理量は、前年度と比べまして132トンの減量がなされ、環境に優しいまちづくりが推進されております。

労働費におきましては、引き続き国の施策でございます緊急雇用創出事業を活用するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出するなど、単独事業も積極的に実施し、地域の実情に合った雇用確保対策を展開しております。

農林水産業費におきましては、農業用水路の改良費に800万円を支出するとともに、地域の農業者組織が取り組む農道や水路の維持管理活動を支援する多面的機能支払交付金に150万円を支出することによりまして、農業従事者の高齢化や担い手不足という厳しい環境の中で、地域における農業振興に成果を上げております。

商工費におきましては、地域経済の活性化対策といたしまして、平成21年度から毎年行っておりますプレミアム付商品券の販売冊数を前年度の1万6,000冊から1万7,600冊へと増刷したことにより、2回の発売ともに初日で完売し、多大なご好評の声をいただくとともに、地元商店でのさらなる消費拡大につながる結果となりました。その経費といたしまして1,110万円を支出いたしております。

土木費における道路新設改良費につきましては、合計２０件の工事を行っており、継続して実施しております御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事費には３,３７０万円を支出し、西部地区における一層の地域活性化を目指してまいります。

公園費におきましては、曙公園の遊具設置や垣生公園の照明灯改修、浄花町公園のフェンス設置工事に２,５５０万円を支出し、市民の皆様の憩いの場となる魅力的な公園づくりを行っております。

消防費におきましては、各種災害に的確に対応し、被害軽減と救命率向上を図るため、高機能消防指令センターを配備するとともに、消防救急無線のデジタル化を行う経費として４億２,３３０万円を支出し、消防防災活動の効率化を図っております。

また、自主防災組織が設立されました中間東小校区及び中間南小校区の自治会に、災害時の避難用機材とルートマップを配布し、避難訓練を実施いたしております。

このように本市では、今後も引き続き市民の皆様と一体となり、災害に強いまちづくりを行ってまいります。

教育費におきましては、平成２６年９月に中学校完全給食を開始いたしておりますが、これに伴う小学校給食室と中学校配膳室の改修及び備品購入経費といたしまして１億４,４３０万円を支出し、子どもたちの健康を考えた食育活動を推進いたしております。

また、中間南中学校における下水道接続工事を実施し、児童生徒を取り巻く教育環境のさらなる充実を図ってまいりました。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続きまして、特別会計につきましてご報告を申し上げます。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は５８億３,５９０万円、歳出総額は７０億８,２５０万円となり、差し引き１２億４,６６０万円の歳入不足となっております。この中から、前年度繰上充用金１２億５,０８０万円を除きます単年度決算といたしましては、４２０万円の黒字決算となっております。

この最大の要因といたしましては、平成２６年度の国民健康保険運営協議会の答申によりまして、単年度決算におきまして歳入が不足する場合は、一般会計からの法定外繰入を行うよう要請がありましたところ、平成２６年度単年度決算におきまして歳入不足が生じたことから、一般会計から７,５００万円の法定外繰入を行ったことでございます。

また次に、国民健康保険の概況でございますが、加入者数の各月平均は、平成２６年度１万３,０１０人でありまして、平成２５年度と比べまして若干減少をいたしております。

また、１人当たりの年間療養諸費は、平成２５年度の２９万９,１３８円に比べまして３０万１３１円とわずかながら増額しておりますが、全国的な医療費の伸びと比較いたしますとわずかな伸びでございます。

今後とも、中間市国民健康保険事業の健全な運営を目指し、収納率の向上による税収の

増加に努めるとともに、特定健康診査、特定保健指導を推進し、保健事業をより充実させることによりまして、市民の健康増進による医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入総額は貸付金元利収入等で8,890万円に対しまして、歳出総額は繰上充用金等5億850万円で、差し引き4億1,960万円の収入不足となりました。この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することによりまして、その解消を図ってまいり所存でございます。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、中鶴地区、曙地区の下水道処理場等を維持管理する経費が主なものでございます。歳入歳出の差し引き額は110万円の黒字となっております。

また、公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差し引き額は410万円の黒字となっております。

公共下水道は、土手ノ内地区、長津地区、七重町地区など、市内18地区の整備を行い、普及率は71%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道をあわせました普及率は81%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努めてまいります。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、新たな用地の取得はなく、公債費のみの660万円の決算となっております。これにより、平成26年度末の地方債残高は、前年度から650万円減少し、660万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入46億370万円、歳出45億4,550万円となり、歳入歳出差し引き5,820万円の黒字決算となっております。

平成27年3月末現在における要介護認定者数は3,146人で、前年度に比べ3.1%増加をし、保険給付費は42億8,130万円で、前年度に比べ2億2,400万円、率にして5.5%増加いたしております。増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用の増加が考えられます。

同じく、介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は1万564件であり、歳入4,870万円、歳出4,450万円となり、歳入歳出差し引き420万円の黒字決算となっております。

次に、平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入額7億4,350万円、歳出額7億2,680万円、差し引き1,660万円の黒字決算となっております。歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

黒字決算となっておりますが、これは、市町村会計では出納整理期間中である4月及び5月に納付されました保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成27年度会計で受け入れるためでございます。そのため、この間に納付されました1,660万円は、平成27年度に福岡県の後期高齢者医療広域連合に支出することになっております。今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合との連絡を密にし、安心・信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努めてまいります。

次に、平成26年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質単年度収支は2億4,230万円の黒字となっております。

また、基金残高は前年度から1,010万円増額の36億1,500万円、地方債残高は前年度から1億9,250万円減額の149億4,750万円となっております。

これで、平成21年度決算から6年連続して基金総額の増額、また、地方債残高の減額、実質単年度収支の黒字化という財政運営上の目標を達成する結果となっております。

しかしながら、地方財政健全化法に基づきます各指標につきましては、実質公債費比率が15.0%、将来負担比率が89.5%で、いずれも前年度から改善し、国が示す早期健全化基準からは大きく下回っているものの、他の自治体と比較いたしますとまだ高い数値となっております。

さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.7%で、依然として財政硬直化を示す数値となっております。

このように、大変厳しい財政状況にあるのは変わりございません。

さらに、今後は人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示しております社会保障費の財源確保といった諸問題も山積をいたしております。

今後とも、行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立するという財政規律を保持しながら「世界遺産のあるまちなかま」といたしまして、地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいり所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせてご提出いたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、認定第9号平成26年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金５億７,２１６万３,５６２円のうち、７,２７２万６,６９２円を将来欠損金に備えるため利益積立金へ積み立て、会計基準変更による利益３億３,５０１万８,７３３円を組入資本金へ組み入れ、残余１億６,４４１万８,１３７円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定におきましては、収益的収入及び支出におけます総収益は１０億７,９２万８,１７３円となり、前年度と比較いたしますと３,９８６万８,３３４円の増額となっております。これに対する総費用といたしましては９億４,７１８万７,６３６円となり、前年度と比較いたしますと２,７４１万９,２９７円の増額となっており、当年度の純利益は６,０７４万５,３３７円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては１億６,５７４万３,７８５円で、これに対する総支出は４億８,８８０万３,０２円となり、差し引き３億２,３０５万６,５１７円の不足が生じましたが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、平成２６年度の給水状況につきまして、給水戸数は２万８,３８９戸で、前年度より４９戸増加をいたしておりますが、給水人口につきましては６万２,８５８人で、前年度より７００人減少いたしております。また、有収水量は５,７６万１,６６３立方メートルで、前年度より１３万６,７８８立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の傾向とあわせまして、生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどにより給水収益の伸びは期待できない状況でございます。

また、良質な水道水の維持向上に向けては、施設の維持改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしている中、それらの費用の増大を見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されますが、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心で安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第３０条第４項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第６項の規定によりまして、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、認定第１０号平成２６年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、経常収益２０億２,０８０万１,４６４円に対しまして、経常費用は２０億３,２４万４,９４１円となり、１,７５６万円の経常利益を計上する

ことができました。

また、地方公営企業会計制度の改正によりまして、平成25年12月分から平成26年3月分までに相当します賞与及びそれに伴います法定福利費等を特別損失として5,524万円計上したことによりまして、総収益20億2,123万4,954円に対しまして、総費用20億6,029万3,745円となりまして、単年度収支におきましては3,906万円の純損失となっております。

さらに、同じく地方公営企業会計制度の改正によりまして、平成25年度末の未処理欠損金が7億2,523万1,649円ございましたが、同年度末の資本剰余金15億3,544万7,180円のうち、4億4,767万4,070円を累積欠損金の解消に充てましたことから、前年度未処理欠損金は2億7,755万7,579円となり、これに当年度純損失を加えました3億1,661万6,370円が繰越欠損金となっております。

次に、資金的収支につきましては、収入7,596万4,000円に対しまして、支出は1億714万9,193円となり、これによる差し引き不足額は3,119万円につきまして、繰越損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数は2万3,526人で、1日平均65人となっており、外来延べ患者数は6万6,157人で、1日平均246人となっております。

本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても、欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出をいたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第32号議案

日程第18. 第33号議案

日程第19. 第34号議案

日程第20. 第35号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、第32号議案から日程第20、第35号議案までの平成27年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第32号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものとしたしましては、まず歳入につきまして、普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたので、その額を補正するものでございます。

平成27年度におきます地方交付税の総額は、東日本大震災分を除く通常収支分といたしまして、地方財政計画により16兆7,548億円とされ、前年度より0.8%の減額と示されておりましたことから、これに基づいた予算措置を行っておりました。

しかしながら、今年度の普通交付税におきまして、新規に算定されることとなりました人口減少等特別対策事業費が推計額より手厚く措置されましたこと等によりまして、普通交付税額が当初予算の計上額を上回る46億7,050万円と決定されましたことから、今回、1億2,910万円の増額補正を行うものでございます。

また、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましても6億1,220万円となり、当初の予算計上額を上回ったため、1,930万円を追加いたしております。

次に、歳出につきましては、まず、本市の地方創生への取り組みに関する経費を計上いたしております。具体的な内容としたしましては、まち・ひと・しごと創生法に基づく、「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に要する経費に860万円、本市の遠賀川水源地ポンプ室が構成資産の一つであり、7月5日に世界遺産登録されました「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産群の構成団体であります8県11市で共同して世界遺産の情報を発信するアプリケーションを作成する費用に500万円をそれぞれ計上いたしております。

国の重要施策であります地方創生に積極的に取り組み、人口の減少を克服し、将来にわたる活気ある魅力的なまちづくりの実現に向けた施策を強力に推進してまいりたいと思っております。

その他歳出の主なものとしたしまして、総務費におきましては、本市のふるさと納税制度への取り組み強化を目的とした、寄附者に対する返礼品購入費用を10万円、社会保障・税番号制度施行に伴う通知カード及び個人番号カード交付事務に1,830万円を計上いたしております。

土木費におきましては、福岡県からの委託事業としたしまして、福岡県が所有する深坂地区のぼた山防護施設調査業務に410万円を計上いたしております。

また、中鶴地区の公営住宅建替事業に関する建物等の補償費調査業務に900万円計上いたしております。

教育費におきましては、民間の幼稚園に通う園児を持つ世帯の経済負担を軽減する私立幼稚園就園奨励費補助金を580万円追加計上いたしますとともに、県の補助金を受けて

実施いたします小学生及びその家族を対象といたしました子どもの読書活動充実事業に5万円を計上し、教育関係の向上を推進してまいります。

これらの歳出に伴う歳入予算につきましては、地方創生事業に対する交付金であります、地域住民生活等緊急支援のための交付金を500万円、ふるさと納税寄附金を100万円、個人番号カード交付事業に対する国庫補助金を1,660万円、深坂地区のぼた山防護施設調査業務に対する県委託金を410万円、公営住宅事業債を900万円それぞれ追加計上する一方、財政調整基金繰入金を1億2,000万円減額いたしております。

冒頭に述べましたように、普通交付税及び臨時財政対策債につきましては、当初予算より大幅な増額となっておりますが、平成26年度決算額と比較いたしますと、合わせて8,860万円の減額となっております。このことから引き続き限られた財源を最大限に活用し、効率的な財政運営に努めてまいります。

以上により、歳入歳出それぞれ6,750万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ174億2,700万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第33号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず、歳出におきまして、下水道使用料システム改修により委託料を550万円、マンホールポンプ等の修繕料を240万円、社会資本整備総合交付金が増額されたことによりまして工事請負費を9,590万円追加をし、下水道工事実施設計業務委託費の変更により委託料を8,800万円、送水管移設補償費の変更により補償費を790万円減額するものでございます。

次に、歳入におきましては、公共下水道事業費国庫補助金を4,420万円、一般会計繰入金を1,290万円追加し、公共下水道事業債を4,920万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ808万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億103万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第34号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、保険事業勘定におきまして、平成26年度事業におけます介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金を3,500万円、県償還金を1,860万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金50万円、県償還金20万円、支払基金償還金20万円を追加いたしております。

次に、歳入といたしましては、保険事業勘定におきまして、平成26年度事業におけます介護給付費確定に伴う追加交付金といたしまして、支払基金交付金660万円、歳出補

正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金４，８００万円を追加いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ５，４７１万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ４８億１７０万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第３５号議案平成２７年度中間市水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、上水道課職員の人事異動に伴い、給与費に不足が生じたことによるものでございます。

まず、資本的支出について、改良費を６１５万円追加いたしております。

次に、それに伴う資本的収支の不足額につきましては、減債積立金６１５万円で補填することといたしております。

以上につきまして、平成２７年度中間市水道事業会計補正予算（第１号）の概要でございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算４件に対する質疑は、９月３日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２１．第３６号議案

日程第２２．第３７号議案

日程第２３．第３８号議案

日程第２４．第３９号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第２１、第３６号議案から日程第２４、第３９号議案までの条例改正４件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第３６号議案中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、個人番号の適正な取り扱いにつきまして、地方公共団体におきましても必要な措置を講ずるものとされたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、本市が保有します個人番号が含まれる個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止に関する取り扱いについて規定するものでござ

ざいます。

また、情報提供ネットワークシステムによりまして、記録されました情報照会者及び情報提供者等の情報提供等記録の取り扱いについて規定するものでございます。

なお、条例の施行日につきまして、原則といたしましては、法の施行日に合わせ平成27年10月5日といたしておりますが、番号制度の運用部分につきましては、平成28年1月1日といたしており、また、情報提供等記録の取り扱いにつきましては、マイナンバー法附則第1条第5号に規定する日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第37号議案中間市一般職職員の再任用に関する条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、まず、中間市一般職職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例におきまして引用しております地方公務員等共済組合法を厚生年金保険法に改正するものでございます。

次に、中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に係る各共済年金の規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、平成27年10月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第38号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行され、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が実施されることに伴うものでございます。

平成27年10月5日以降、個人番号が記載された番号通知カードが、国の指定情報機関であります地方公共団体情報システム機構から順次郵送され、平成28年1月以降、この番号通知カードをもとに個人の申し出に基づき、個人番号カードが交付されることとなります。

条例の主な改正内容でございますが、番号通知カード及び個人番号カードの交付手数料につきまして、初回の交付につきましては、国が費用を負担いたしますが、紛失等の理由により再交付する際につきましては、国の費用負担がございませんので、受益者負担の考えに基づき、本人から手数料を徴収することといたして、手数料の金額を条例に定めるも

のでございます。

具体的には、国の示した金額を参考といたしまして、番号通知カードの再交付手数料を500円、個人番号カードの再交付手数料を800円といたしております。

なお、個人番号カードにつきましては、地方公共団体情報システム機構からの委託に基づく電子証明書発行手数料の200円を加えました1,000円を徴収することといたしております。

また、個人番号カードの交付開始に伴い、同様の機能を有する住民基本台帳カードの新規発行を廃止いたしますことから、これに係る項目を削除いたしております。

さらに、今回の改正に合わせ、別表1及び戸籍に係る無料証明につきましても見直しを行っております。

まず、別表1につきましては、事務の区分による分類及び手数料を徴収する事務の根拠を明示し、適正な手数料を担保することといたしております。

また、戸籍に係る証明につきましては、条例で定めることにより無料とすることができ旨を定める各法律の規定に従いまして、現在はその法律名を条例中に定めておりますが、法律の名称を規則で別に定めることにより、法律改正時の迅速な対応を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年10月1日とし、別表1の見直し及び番号通知カードの再交付につきましては、法の施行日に合わせまして、平成27年10月5日、住民基本台帳カードに係る項目の削除及び個人番号カードの再交付につきましては、平成28年1月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、第39号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年に施行され、地域防災力の充実強化が地方公共団体の責務とされましたことから、地域防災力の中心として欠くことのできない組織であります消防団の充実を図るものでございます。

改正の主な内容といたしましては、近年、地震、台風、火災等の災害が多く発生をしております中で、全国的に消防団員が減少する傾向にございます。本市におきましても、全国同様、消防団員が不足しておりますことから、より加入しやすい制度を設けることによりまして、消防団の充実、さらには地域防災力の充実強化を図ることを目的とし、現在、条例で規定しております一般の消防団員に加えまして、活動時間、活動内容等を限定した機能別消防団員の制度を定めるものでございます。

この機能別消防団員につきましては、本市の職員の中から消防団長が任命することとし、職員としての勤務時間内におきまして、業務に支障のない範囲で、火災現場での交通整理

等の一般の消防団員の業務を補完する役割を担うことといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、平成27年10月1日といたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において青木孝子さん及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 中 野 勝 寛